

前橋市国民健康保険運営協議会 様

国民健康保険税の課税限度額を下記のとおり改正したいので、前橋市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

令和 7 年 1 月 3 0 日

前橋市長 小 川



記

1 課税限度額

区分	現行	改正案
基礎課税額（医療給付費分）	650,000円	660,000円
後期高齢者支援金等課税額	240,000円	260,000円

2 適用区分

改正後の課税限度額は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 その他

本件は、地方税法等の関係法令が改正された後に改めるものとする。